

令和 8 年度事業計画書

“みんなで支えあい、安心して、
いきいきと暮らしていくために、
心をつなぐ福祉の輪”

令和 8 年 4 月
社会福祉法人昭和町社会福祉協議会

住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題をみんなで考え話しあい課題の解決に向けて取り組む活動における中核的な組織としての役割が社会福祉協議会には求められています。地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した活動を推進するために、本事業計画書を作成し目的に向かって着実に実施して参ります。

【基本方針Ⅰ】協働の人づくり

(1) 広報・啓発

① ホームページによる広報

事業の内容・予定等を随時更新し、住民の各事業への自発的な参加及び協力を呼びかけるなど、常に新しい情報を提供します。マルチデバイス対応のホームページを運営します。

② SNS 活用事業

高齢者をはじめ、若年層もターゲットに見据えた広報手段として LINE や Instagram 等を活用した情報発信をおこないます。

③ 社協だよりの発行

社会福祉協議会の活動をより身近に感じてもらうため、毎月発行の「広報しようわ」の「社協だより まごころ」欄を通じて、事業の開催や各種団体等の活動状況などの告知とともに、社会福祉活動への理解を促します。

④ ボランティアだよりの発行

地域のボランティア活動を紹介し、ボランティアへの理解と関心を深めます。

⑤ 情報ネットワークの推進

社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等を通じて情報発信し、住民の社会参加を促進します。

(2) 福祉教育

① ボランティア体験

町内在住の中学生及び高校生を対象に、ボランティア活動や福祉活動に関心を持ってもらうため、体験機会を創出します。

② 福祉・ボランティア活動の意識啓発

地域ボランティアの開拓に努め、「地域のために協力したい!」という人を掘り起こし、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

(3) ボランティア育成・活動支援

① ボランティア活動推進事業

健康づくりや生きがいづくり等を支えるボランティアの確保に努めると同時に、ボランティア育成のための研修会や情報交換会、「昭和町民とボランティアのつどい」を開催します。また、資質向上のための視察研修も実施します。

② ボランティア・NPO ボードの管理

ボランティア募集、環境情報、イベント情報、講座・講演情報、助成金・寄付金等の情報、

国際交流・災害支援情報に加え、身近な地域の多種多様な情報を掲示し、ボランティア活動の情報を提供するボランティア・NPO ボードの管理をおこないます。

③ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）

地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。

④町ボランティア・地域住民活動センター（通称：ボランティアセンター）の運営管理

ボランティア活動の拠点として利用できるよう適切な運営管理に努めます。

⑤ボランティア連絡協議会運営支援

ボランティア連絡協議会の運営を支援し、研修会・講習会・情報交換会等の開催を通じて、ボランティア活動の推進を図ります。「ボランティア視察研修会」や「昭和町民とボランティアのつどい」は連絡協議会の主催事業となります。

⑥ボランティア活動事業への助成

住民の主体的参加と地域連帯に基づき相互に支えあう福祉型まちづくりの実現に資するため、各種活動を実践する民間ボランティアを育成、支援することにより善意活動に取り組みやすい環境づくりを目指します。

⑦「昭和町民とボランティアのつどい」の後援

ボランティアの資質向上とボランティア同士の交流を深めることにより、ボランティア活動の一層の充実を図ることを目的に昭和町ボランティア連絡協議会が主催する「昭和町民とボランティアのつどい」を後援します。

⑧「ボランティア視察研修会」の後援

ボランティア活動に必要な技術や知識などの習得のために、視察研修や各種研修会の開催、案内をおこないます。

⑨ボランティア講習会

健康づくりと生きがいづくり等を支えるボランティアのための講習会やいきいきふれあいサロン情報交換会を開催し、ボランティア活動の推進を図ります。

⑩ボランティア活動（傷害）保険の窓口業務

ボランティア活動中の様々な事故やケガ、損害賠償責任を補償する保険の窓口業務をおこないます。

⑪災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備

発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し、災害ボランティアセンターを設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう、研修会や実動訓練をおこない、資質向上を図ります。

⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業

日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。

⑬いきいきふれあいサロン情報交換会

地区にあるサロン（ボランティア団体）が集まり、情報交換会をおこない、技術や知識の向上や交流を図ります。

⑭ボランティア切っ掛け事業

ボランティア活動を始める切っ掛けづくりとして、読み聞かせ技術の習得やコーヒーをテーマとした講座等を開催します。新規ボランティアの発掘と併せて、ボランティア活動への参加促進や育成を図ります。

【基本方針Ⅱ】いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(1) 相談支援

① 総合相談・支援事業

各種相談窓口のPRを強化します。地域の高齢者等の各種相談に応じ、支援策等の助言をおこないます。

② 婚活支援事業

近隣市との合同による婚活イベントを年に2回程度企画及び開催します。

(2) 健康づくり・福祉サービス

① 生活支援体制整備事業

町が実施する生活支援体制整備事業においては、当会が生活支援コーディネーターを配置し、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組を推進します。併せて、地域における支え合い活動の状況を広く周知するため、広報誌『支え合い通信』を発行し情報発信に努めます。

② コレカラ教室

高齢者相互の親睦と、ふれあいを広げるとともに、地域社会に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、どなたでも気軽に参加できる様々な教室を開催します。

③ ウォーキング大会

高齢者の外出機会の創出と地域交流の場の提供を目的に開催します。

④ のびしろ体操

運動機能の向上を図るとともに、寝たきりなどの要介護状態になることへの予防を目的とした、健康体操教室を開催します。

⑤ 配食サービス事業

65歳以上の独居世帯及び高齢者世帯並びに身体障がい者であって、心身の障がいや傷病等の理由により調理することが困難な方を対象として、健康で自立した生活が送れるように配食サービスを提供し、併せて安否確認をおこないます。

⑥ いきがいクラブ活動支援事業

高齢者の生きがいづくりの一環として、いきがいクラブ活動やいきがい大学活動に対する支援をおこないます。

⑦ ボランティア移送サービス

公共交通機関を利用することが困難な高齢者世帯等を対象に、ボランティア人材バンクを利用した移送サービスの提供に努めます。

⑧ 昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】

日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。

⑨ 福祉車両の貸出事業

生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者、傷病者等へ車椅子のまま乗れる自動車の貸し出しを実施します。

⑩ 備品等貸出事業

高齢者や障がい者等の社会参加の推進を図ることを目的に、要綱に基づき当会が所有する備品（レクリエーション用具、ベビーモニター、車椅子や可搬型スロープ等）の貸し出しをおこないます。

① ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）【再掲】

地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。

② 成年後見制度中核機関事業（旧成年後見制度利用支援事業）

成年後見制度の利用に関する相談支援をおこないます。また、成年後見制度の利用促進、広報啓発活動を実施します。併せて、成年後見事業等の周知を兼ねた住民向け講座を開催します。

(3) 経済的支援

① 生活福祉資金貸付制度の運營業務

低所得、障がい者、高齢者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とした県社会福祉協議会の委託事業で、民生委員の協力により窓口業務を担当します。

② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進

認知症高齢者、知的障がいや精神障がいがある人等で、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを適切に利用することや金銭管理がうまくできない人等に日常生活、金銭管理のサポートをします。

③ 生活困窮者自立支援事業

経済的な困窮により日常生活に支援を必要とする人に対する相談、支援にかかる窓口業務をおこないます。

④ フードドライブ事業

家庭や職場で余った食料品を持ち寄り、食料の確保が困難な世帯や団体を支援するための活動をおこないます。町内のショッピングセンターに協力をいただき、回収箱を設置することで潤沢な食料確保を定期的におこないます。

⑤ 生活困窮者食料支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、経済的に厳しい生活をされている世帯（生活保護世帯を除く生活福祉資金特例貸付を受けた世帯や児童扶養手当を受給しているひとり親世帯）を対象にフードドライブで寄せられた食料や日用品等をお渡しします。

⑥ 生活福祉資金特例貸付に係るフォローアップ支援業務委託

生活福祉資金特例貸付における償還免除者及び借受人へのフォローアップ支援を効率的かつ円滑におこないます。

【基本方針Ⅲ】参加しやすい仕組みづくり

(1) 交流促進

① 高齢者の映画鑑賞会

町内在住の55歳以上の人を対象に、高齢者相互の外出や交流機会の創出、認知症予防等の目的で、年1回、映画鑑賞会「55キネマ」を開催します。

② 多世代間交流事業

多世代間の交流機会の創出を目的として、老若男女問わず共通のテーマを楽しむ内容として開催します。

③ICT(情報通信技術)活用事業

住民相互の交流機会の創出や災害時における連絡拠点として機能できるよう、当会に敷設されたWi-Fi環境を提供します。

④社協サロン

住民が気軽に集まることができる場所の提供をします。ICT活用事業との連携を図りながら外出機会の創出に繋げ、住民主体のコミュニティへととなるようなきっかけづくりの場を創出します。

⑤笑輪社協のアトリエ事業(共同募金配分金事業)

対象に年齢等の制限を設けることなく、多種多様な教室を開催します。気軽に参加できる交流の場として笑顔の絶えない、心身の健康を保つきっかけの場を創出します。

⑥昭和町ふるさとふれあい祭りへの出展支援

「昭和町ふるさとふれあい祭り」に参画し、ボランティア団体の出展を通して、地域住民とのふれあいを深め、活力ある地域づくりを推進します。

⑦IKUZOプログラム(共同募金配分金事業)

住民相互の繋がりを深める場と機会を通じて、よりよい地域環境と家族の絆づくりのきっかけを提供します。また、遊びや学びを通じて住民の豊かな心を育み健全な教育の熟成を図ることを目的として様々な事業を開催します。

⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成(共同募金配分金事業)(町助成事業)

高齢者を社会的孤立から守るなど、「自主的な仲間づくり」の場として各地区に設置したいいきいき・ふれあいサロンの活動の支援及び拡充を図ります。

⑨年末・年始交流会事業(共同募金配分金事業)

住民の主体的な参加によって支えられている福祉活動を支援・推進することを目的として、ひとり親家庭福祉会の開催する年末・年始の交流会事業に助成し、支援をおこないます。

⑩eスポーツ活用事業

「ゲームデバイスを活用した介護予防と地域づくり」をテーマに、各地区のサロン活動や世代間交流など、住民の交流の創出に対しての支援を積極的におこないます。

⑪子ども未来創生事業

次代を担う子どもたちの未来を豊かにするきっかけとなる事業を開催します。

(2)連携強化

①情報ネットワークの推進【再掲】

当会役員・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいクラブ連合会、障がい者福祉会、ひとり親家庭福祉会等の組織を通じて情報を発信し、町民の社会参加促進や連携強化を図ります。

②地域見守りネットワーク事業

高齢者・障がい者・児童が、地域で安心して暮らすことができるよう地域住民と民間事業者等に協力を得て、見守りネットワークの組織づくりを進めます。

③支部社会福祉協議会活動の推進

地域福祉推進の中核組織として、支部社会福祉協議会の体制を強化します。支部社会福祉協議会を中心に、区、ボランティア等の協力により要援護者の援助や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を推進します。

④地域ケア会議との連携

地域福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の連携、関係機関や地域関係者との連携

による総合的な在宅福祉サービスの提供について検討します。

⑤戦没者遺族活動、障がい者福祉活動、ひとり親家庭福祉活動の推進

戦没者遺族団体や障がい者団体、ひとり親家庭団体等の自主的活動に対して支援します。

⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携

昭和町、中央市合同での地域の障がい児者等に対する支援体制の整備及び福祉サービスの充実を図ります。

⑦キャラバン・メイト活動への参加

町地域包括支援センターと連携し、「認知症になっても安心なまちづくり」の一翼を担う活動に対して注力します。

(3) 機能強化

①社会福祉協議会活動の充実強化

民間組織としての特性を活かし、地域のニーズ、地域福祉の課題に順応できる体制を強化します。

②職員資質の向上と体制の充実

職員の資質向上や技術の習得等のため研修の開催や各種研修会への参加機会を充実し、質の高いサービス提供ができる体制づくりに努めます。

③理事会、評議員会の充実強化

理事会、評議員会の機能をより一層発揮できるよう、運営の充実を図ります。

④個人情報保護

個人情報を適正に管理するため、個人情報管理者等を定め個人情報の保護に努めます。

⑤事務の合理化の推進

業務がより効率的に遂行されるよう、事務の合理化を図ります。

⑥地域福祉の拠点として地域福祉センターの充実

地域福祉の拠点として利用しやすい環境整備に努めます。

⑦地域福祉センターの運営・管理

地域福祉センターの機器・設備の管理、清掃や利用運営に努めます。

⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局

いきがいクラブ連合会が自主運営組織として活動できるよう支援します。

⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動

赤十字活動や社資募集運動を支援します。

⑩昭和町赤十字奉仕団事務局

団員の研修や訓練、また地域のボランティア活動に参加するための総合的なサポートをおこないます。

⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局

ボランティアグループ同士の結びつきを強め、グループ相互の情報交換をおこない、ボランティア活動を円滑におこなえる環境づくりのサポートをおこないます。

⑫支部社会福祉協議会事務局

地区理事や区長をはじめとする地域住民が一体となった地域福祉活動の推進及び支援をします。

⑬障がい者福祉会事務局

障がい者福祉会の各種事業の推進及び支援をします。

⑭ひとり親家庭福祉会事務局

ひとり親家庭福祉会の各種事業の推進及び支援をします。

⑮遺族会事務局

遺族会の各種事業の推進及び支援をします。

⑯傾聴ボランティア事務局

傾聴を希望する人との連絡調整や研修会の開催など、傾聴活動における支援をおこないます。

⑰共同募金会昭和町分会活動の充実

共同募金について積極的に情報の提供を行うとともに、町民、町内小中高等学校、各区役員、民生委員児童委員協議会、当会関係者及び各企業の協力により募金活動をおこないます。

⑱賛助会員の拡大

会費の年額は、一般会員は1口 800 円、団体会員は1口 3,000 円、特別会員は1口 5,000 円を基本に依頼し、自主財源の確保のため、会員の拡大に努めます。

⑲新たな自主財源の確保

新たな自主財源の確保に努めます。

【基本方針Ⅳ】安心して地域で暮らせる環境づくり

(1) 災害時支援

①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備【再掲】

発災後、当会職員やボランティア等と協力して災害ボランティアセンターの設置・運営を行えるよう体制を整備します。また、平時における備えとして有事を想定した実動訓練やそれに伴う研修会をおこないます。